

平成 23 年 9 月

平成 23 年 上半期 における  
主な生活経済事犯の検挙状況等について

警察庁生活安全局  
生活経済対策管理官

## 目次

第 1	概要 .....	1
第 2	検挙事件の事犯別状況 .....	2
1	利殖勧誘事犯 .....	2
2	特定商取引等事犯 .....	6
3	ヤミ金融事犯 .....	10
4	食の安全に係る事犯 .....	15
5	保健衛生事犯 .....	17
6	廃棄物事犯 .....	19
7	知的財産権侵害事犯 .....	21
8	震災便乗事犯 .....	25

## 第1 概要

### 1 生活経済事犯の現状

生活経済事犯のうち、利殖勧誘事犯（ 1 ）は、被害が依然深刻で、諸対策により、被害拡大をkarouじて押し止めている状況。被害者中、高齢者の割合が非常に高い。

利殖勧誘事犯以外の生活経済事犯は、全体として被害の横ばい又は減少傾向が続くものの、特定商取引等事犯（ 2 ）、ヤミ金融事犯では、重点的取締りの継続が必要。産業廃棄物の大量投棄は、一貫して減少傾向。

- 1 未公開株、社債、外国通貨の取引、ファンドへの投資勧誘、投資被害の救済を装い、金を集める悪質商法。無登録金融商品取引業が典型。
- 2 訪問販売、通信販売、電話勧誘販売等で不実の告知などで商品や役務を販売する悪質商法。

### 2 被疑者検挙の概要

平成 23 年上半期（ 1 月～ 6 月 ）における主な生活経済事犯の検挙事件数は 3,583 事件、検挙人員は 4,623 人。全体として横ばい又はやや減少傾向。

図表 1 平成 23 年上半期における主な生活経済事犯の検挙状況

事犯	H23上半期		H22上半期（参考）	
利殖勧誘事犯	15事件	75人	16事件	68人
特定商取引等事犯	86事件	148人	91事件	199人
ヤミ金融事犯	199事件	336人	230事件	386人
食の安全に係る事犯	24事件	38人	18事件	29人
保健衛生事犯	167事件	228人	196事件	275人
廃棄物事犯	2,861事件	3,479人	3,125事件	3,863人
知的財産権侵害事犯	231事件	319人	214事件	298人

注 同一の被疑者で関連の余罪がある場合でも、1つの事件として計上している。

### 3 犯罪利用口座凍結の概要

被害拡大防止や被害回復を図る目的で、生活経済事犯に利用された疑いがある口座につき、金融機関に情報提供し凍結を求めており、警察が平成 23 年上半期に提供した件数は、10,779 件（ +5,835 件、 +118.0% ）と、前年同期の 2 倍以上となった。

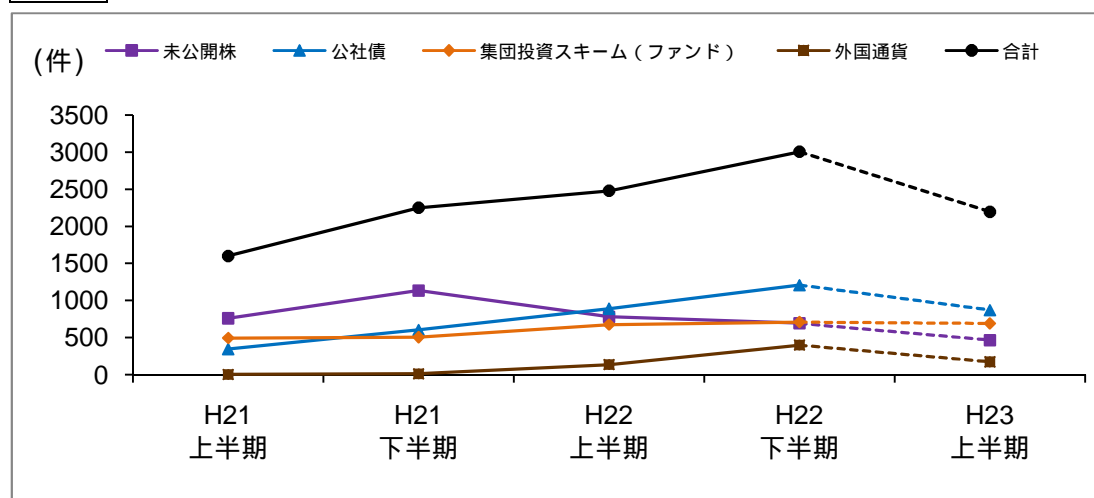
## 第2 検挙事件の事犯別状況

### 1 利殖勧誘事犯

#### (1) 被害の現状

平成23年上半期における利殖勧誘事犯の既遂被害を内容とする全国の消費生活センターへの相談件数は、最近のピークであった平成22年下半期の被害分と比べ減少しているものの、依然として平成21年下半期や平成22年上半期とほぼ同水準にあり深刻な状況。

図表2 全国の消費生活センターへの相談件数



被害に遭った時期	H21 上半期	H21 下半期	H22 上半期	H22 下半期	H23 上半期
未公開株	759	1,132	780	691	464
公社債	345	602	889	1,206	869
集団投資スキーム(ファンド)	492	503	674	709	689
外国通貨	4	12	135	397	173
合計	1,600	2,249	2,478	3,003	2,195

注 件数は、いずれも全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）に平成23年8月15日までに登録された相談のうち、既に金銭を支払ってしまったこと及び契約時期が判明したものの。

当該相談に占める契約当事者が60歳以上であったものの割合は、いずれの類型でも増加しており、平成23年上半期では、未公開株関係で約91%、公社債関係で約90%、集団投資スキーム(ファンド)への出資関係で約84%、外国通貨取引関係で約95%と、被害者に占める割合が非常に高い状況。

日本証券業協会「未公開株通報専用コールセンター」に寄せられた相談情報として、平成22年5月から平成23年7月末までの間に同協会から当官に提供されたものを当官において分析したところ、未公開株、社債等の代金振込先口座とされた口座の94.7%が法人名義口座であった。

また、利殖勧誘事犯に利用された疑いがあるとして警察が平成 23 年上半期に金融機関に凍結を求めた口座名義人である法人のうち、少なくとも 11 社が金融機関に届けていた事務所の所在地はバーチャルオフィスであった。

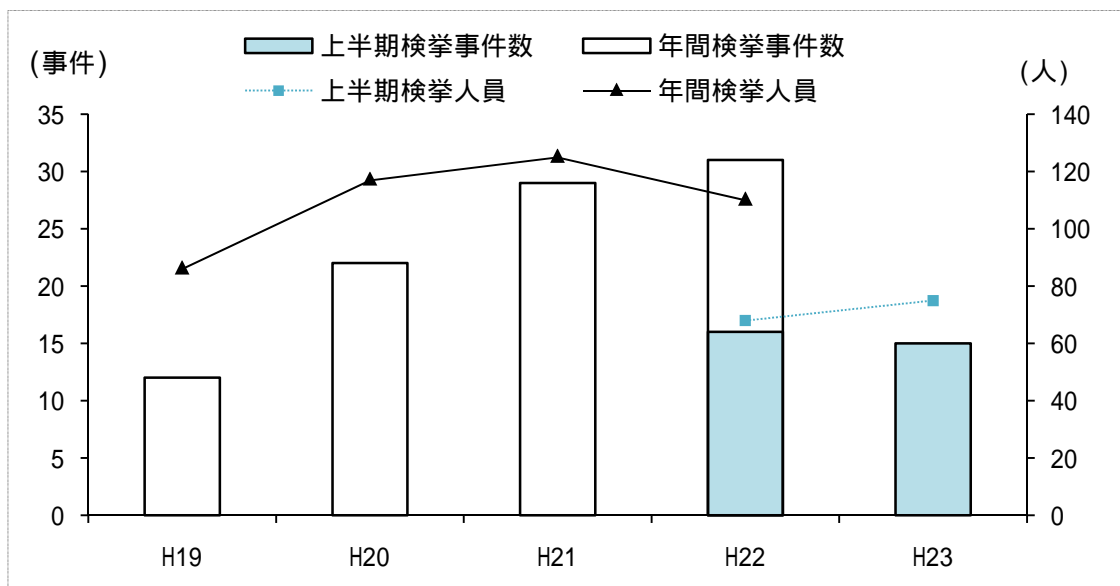
## (2) 対策の状況

### ア 被疑者の検挙

平成 23 年上半期における利殖勧誘事犯の検挙事件数は 15 事件（- 1 事件、- 6.3%）、検挙人員は 75 人（+ 7 人、+ 10.3%）、検挙法人数は 1 法人（- 3 法人、- 75.0%）、被害人員等は 9,909 人（- 5,019 人、- 33.6%）、被害額等は約 301 億 4,790 万円（+ 約 154 億 1,579 万円、+ 104.6%）。

なお、利殖勧誘事犯で被疑者を送致した 15 事件における送致事実に係る 65 歳以上の被害人員等は 45 人（全体の 50.6%）、被害額等は約 2 億 3,779 万円（全体の 32.1%）であった。

図表 3 最近 5 年間ににおける利殖勧誘事犯の検挙状況の推移



	H 19	H 20	H 21	H 22	上半期	H 23上半期
検挙事件数	12	22	29	31	16	15
検挙人員	86	117	125	110	68	75
検挙法人数	3	4	7	10	4	1
被害人員等	30,230	64,016	53,698	19,014	14,928	9,909
被害額等	807億8,580万円	1,579億7,406万円	1,654億1,801万円	180億3,955万円	147億3,211万円	301億4,790万円

注 1 被害人員等には、詐欺の被害者、無限連鎖講の加入者等を計上している。

2 被害額等には、詐欺の被害額、無限連鎖講の出えん金等を計上している。

3 上記 1 及び 2 については、図表 4 及び図表 5 において同じ。

図表4 利殖勧誘事犯の類型別検挙状況（平成23年上半期）

類型	検挙 事件数	検挙人員	検挙法人数	被害人員等	被害額等
未公開株	3	21	1	1,657	54億0993万円
公社債	0	0	0	0	0
集団投資スキーム（ファンド）	7	31	0	7,383	191億8,214万円
外国通貨	0	0	0	0	0
その他預り金	3	3	0	212	21億2,610万円
先物取引	2	20	0	657	34億2,972万円
その他	0	0	0	0	0
計	15	75	1	9,909	301億4,790万円

図表5 利殖勧誘事犯の類型別検挙状況（平成22年上半期）

類型	検挙 事件数	検挙人員	検挙法人数	被害人員等	被害額等
未公開株	3	12	1	827	17億9,626万円
公社債	0	0	0	0	0
集団投資スキーム（ファンド）	8	31	2	11,862	114億0812万円
外国通貨	0	0	0	0	0
その他預り金	1	1	0	14	7,295万円
先物取引	2	2	0	2	150万円
その他	2	22	1	2,223	14億5,327万円
計	16	68	4	14,928	147億3,211万円

注 その他には、詐欺（1事件）及び無限連鎖講事犯（1事件）を計上している。

## イ その他の対策

被疑者の検挙に加え、利殖勧誘事犯の被害拡大を防止し、被害回復を図るため、平成23年上半期に、利殖勧誘事犯に利用された疑いがある口座について合計375件の情報を金融機関に提供し、当該口座の凍結を求めた。

## （3）課題と今後の取組み

平成23年上半期の利殖勧誘事犯被害は、平成22年下半期と比べ減少しているものの、依然として深刻。被疑者検挙、犯罪利用口座の凍結、官民を挙げた諸対策により、被害拡大をkarouじて押し止めている状況。

警察では、既遂被害を更に減少させることを目指し、

1. 利殖勧誘事犯の最優先での取締り
2. 利殖勧誘事犯利用口座凍結のための迅速かつ積極的な金融機関への情報提供
3. 関係行政機関に対する犯罪利用口座凍結のための金融機関への情報提供促進の働きかけ

を継続するとともに、次の対策を新たに講ずることとする。

1. 法人名義口座が利殖勧誘事犯に悪用されている現状に鑑み、金融機関に対し、法人名義口座の開設時審査の厳格化を求める。

2. 国及び地方公共団体において、「消費生活侵害事犯の被害が疑われる相談情報の警察への提供について」（平成 23 年 6 月 28 日消費生活侵害事犯対策ワーキングチーム申合せ）に基づき、行政から警察への被害情報提供枠組みを構築する。
3. 警察として、利殖勧誘事犯の被害相談に従来以上に適切に対応するため、相談業務に従事する警察職員向けの手引書を整備する。

#### (4) 主要検挙事例

<b>1</b>	<b>海外商品先物取引業者役員らによる投資取次名下の組織的詐欺等事件</b>
----------	--

海外商品先物取引業者役員らは、平成 18 年 4 月頃から 21 年 7 月頃までの間、「原油や金等のオプション取引に投資すれば確実に多額の利益が得られる。」などと告げて、1 都 1 道 1 府 20 県の被害者 327 人から約 23 億 3,000 万円をだまし取るなどした。23 年 2 月までに、12 人を詐欺罪で逮捕した（岩手）。

<b>2</b>	<b>無登録業者役員らによる未公開株販売名下の組織的詐欺等事件</b>
----------	-------------------------------------

無登録業者役員らは、平成 21 年 5 月頃から 22 年 2 月頃までの間、「株を買って欲しいのです。上場するので必ず儲かる。」などと告げて、1 都 4 県の被害者 159 人から約 6 億 3,000 万円をだまし取るなどした。23 年 6 月までに、17 人を組織的犯罪処罰法違反（組織的詐欺）及び詐欺罪で検挙した（千葉）。

<b>3</b>	<b>無登録ファンド業者役員らによる分散投資名下の組織的詐欺等事件</b>
----------	---------------------------------------

無登録ファンド業者役員らは、平成 16 年 4 月頃から 20 年 12 月頃までの間、「一口 100 万円からの投資をすれば、元本を保証し、年利 4.8 から 5.8 パーセントの配当を支払う。分散投資でリスクを回避し、収益の安定化を図る。」などと告げて、1 都 1 道 1 府 11 県の被害者 950 人から約 91 億円をだまし取るなどした。23 年 3 月までに、13 人を組織的犯罪処罰法違反（組織的詐欺）及び詐欺罪で検挙した（警視庁）。

<b>4</b>	<b>無登録ファンド業者役員らによる金融商品の仲介販売を偽装した詐欺事件</b>
----------	--

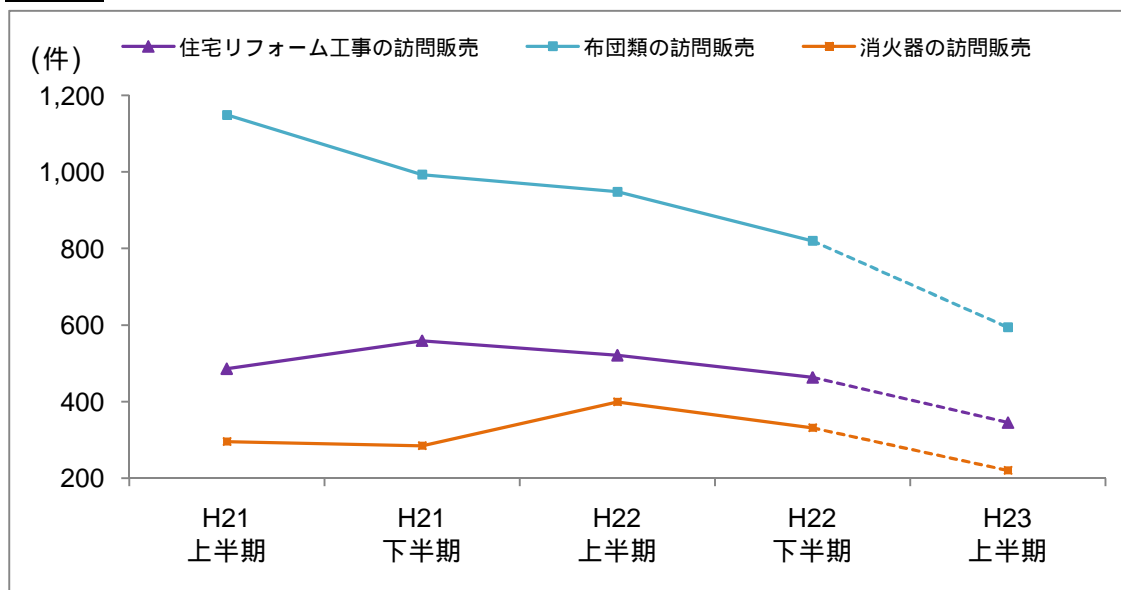
無登録ファンド業者役員らは、平成 17 年 8 月頃から 22 年 4 月頃までの間、「金融封鎖が近い。日本国債は暴落する。金融不安から逃れるためには、フランス国債等外国債券しかない。一口 80 万円で満期日には 100 万円となる債権がある。」などと告げて、1 都 1 道 2 府 26 県の被害者 414 人から約 67 億 2,000 万円をだまし取るなどした。23 年 1 月までに、4 人を詐欺罪で逮捕した（福岡）。

## 2 特定商取引等事犯

### (1) 被害の現状

平成 23 年上半期における特定商取引等事犯の既遂被害を内容とする全国の消費生活センターへの相談件数は、住宅リフォーム工事、布団類や消火器の各訪問販売に関して、いずれも減少傾向であるものの、少なくない状況。

図表 6 全国の消費生活センターへの相談件数



被害に遭った時期	H21 上半期	H21 下半期	H22 上半期	H22 下半期	H23 上半期
住宅リフォーム工事の訪問販売	486	559	521	463	345
布団類の訪問販売	1,149	993	948	820	594
消火器の訪問販売	295	284	399	331	220

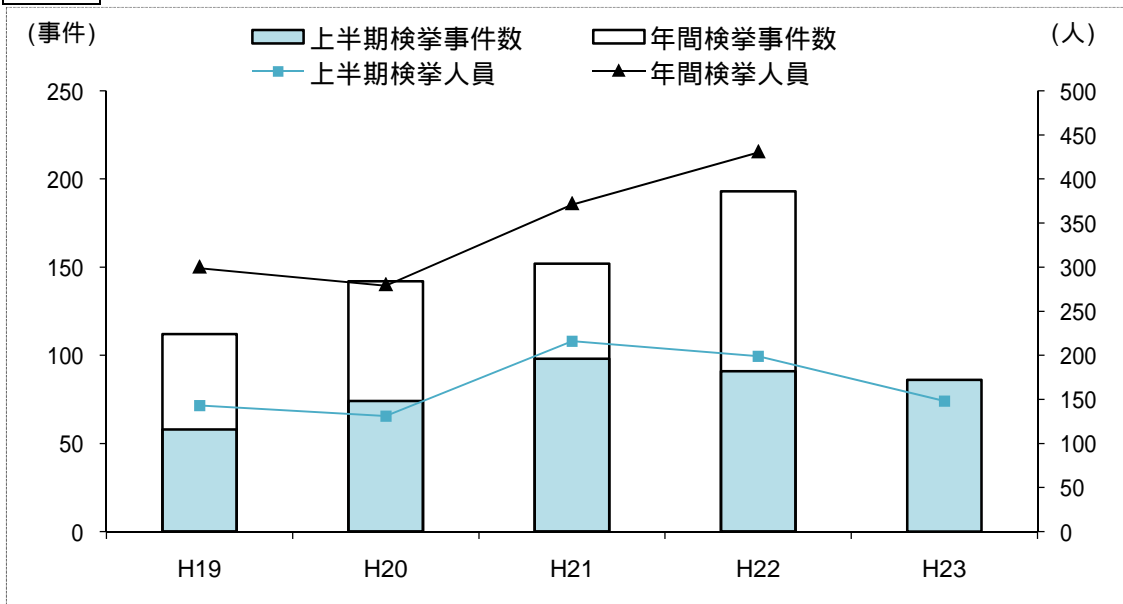
注 件数は、いずれも全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）に平成 23 年 8 月 15 日までに登録された相談のうち、既に金銭を支払ってしまったこと及び契約時期が判明したもの。

ただ、当該相談に占める契約当事者が 60 歳以上であったものの割合は、住宅リフォーム工事の訪問販売で約 80%、布団類の訪問販売で約 85%、消火器の訪問販売で約 80%と、被害者に占める割合が高い状況。

### (2) 被疑者検挙の状況

平成 23 年上半期における特定商取引等事犯の検挙事件数は 86 事件（- 5 事件、- 5.5%）、検挙人員は 148 人（- 51 人、- 25.6%）、検挙法人数は 12 法人（+ 2 法人、+ 20.0%）、被害人員等は 1 万 6,200 人（- 1 万 4,653 人、- 47.5%）、被害額等は約 18 億 3,106 万円（- 約 24 億 0,929 万円、- 56.8%）。

図表7 最近5年間の上半期における特定商取引等事犯の検挙状況の推移



	H19	H20	H21	H22	H23
検挙事件数	58	74	98	91	86
検挙人員	143	131	216	199	148
検挙法人数	18	10	19	10	12
被害人員等	43,642	11,578	14,262	30,853	16,200
被害額等	117億7,617万円	12億8,130万円	36億6,690万円	42億4,035万円	18億3,106万円

年間（参考）

	H19	H20	H21	H22	H23
検挙事件数	112	142	152	193	-
検挙人員	299	279	371	430	-
検挙法人数	34	28	31	21	-
被害人員等	75,495	33,833	33,237	103,562	-
被害額等	196億1,200万円	107億1,870万円	88億310万円	111億2,424万円	-

- 注1 被害人員等には、特定商取引法違反の契約者、詐欺の被害者等を計上している。  
 2 被害額等には、特定商取引法違反の契約額、詐欺の被害額等を計上している。  
 3 上記1及び2については、図表8から図表10までにおいて同じ。

図表8 特定商取引等事犯の類型別検挙状況（平成23年上半期）

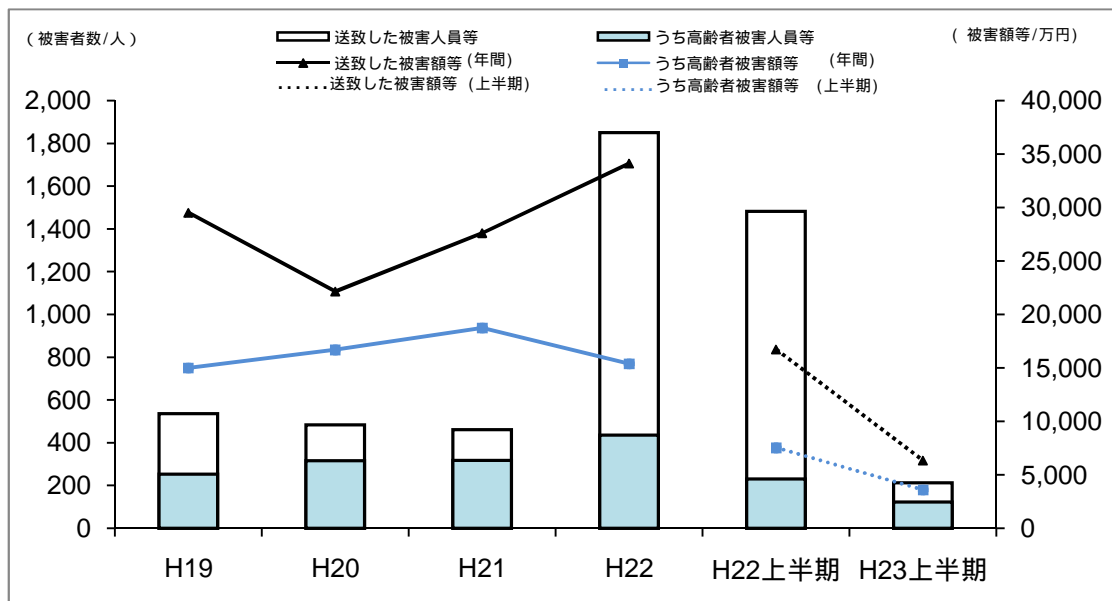
類型	検挙事件数	検挙人員		検挙法人数	被害人員等	被害額等
		うち逮捕				
物品販売関係	38	60	38	6	11,861	6億4,843万円
権利販売関係	0	0	0	0	0	0
役務提供関係	48	88	50	6	4,339	11億8,263万円
計	86	148	88	12	16,200	18億3,106万円

図表9 特定商取引等事犯の類型別検挙状況（平成22年上半期）（参考）

類型	検挙事件数	検挙人員		検挙法人数	被害人員等	被害額等
			うち逮捕			
物品販売関係	40	106	76	5	12,618	23億2,917万円
権利販売関係	0	0	0	0	0	0
役務提供関係	51	93	62	5	18,235	19億1,118万円
計	91	199	138	10	30,853	42億4,035万円

特定商取引等事犯で送致した86事件における送致事実に係る65歳以上の高齢者の被害人員等は123人（全体の58.0%）、被害額等は約3,609万円（全体の56.8%）で、被害者に占める高齢者の割合は依然として高い。

図表10 最近5年間における特定商取引等事犯の送致事件中の高齢者の被害人員等及び被害額等の推移



	H19	H20	H21	H22		H23
				上半期	上半期	上半期
送致した被害人員等	536	483	461	1,850	1,482	212
うち65歳以上	253	316	318	435	230	123
高齢被害者の割合	47.2%	65.4%	69.0%	23.5%	15.5%	58.0%
送致した被害額等	2億9,500万円	2億2,450万円	2億7,609万円	3億4,120万円	1億6,731万円	6,358万円
うち65歳以上	1億5,003万円	1億6,700万円	1億8,740万円	1億5,398万円	7,542万円	3,609万円
高齢被害者の割合	50.9%	74.4%	67.9%	45.1%	45.1%	56.8%

### (3) 課題と今後の取組み

特定商取引等事犯のうち、住宅リフォーム工事等の各種訪問販売事犯に代表される高齢者を狙った事犯は、広範囲の高齢者に被害を及ぼしているという点で極めて悪質である。

今後とも、高齢者を狙った特定商取引等事犯を、利殖勧誘事犯とともに優先して取り締まるべき事犯と位置付け、被害情報の能動的収集や迅速な捜査着手に努めるとともに、犯罪利用口座凍結のための金融機関への情報提供を一層強化していく。また、犯人利用名簿の登載者に対し、新たな被害に遭わないよう注意を喚起していく。

### (4) 主要検挙事例

1	<b>住宅リフォーム会社従業員らによる家屋無料点検を装った点検商法に係る詐欺等事件</b>
---	---

住宅リフォーム会社従業員らは、平成21年1月頃から22年7月頃までの間、家屋の無料点検を装って主に高齢者方を訪問し、「見て下さい。至る所にカビが生えていますよ。湿気が多くて、床下の地面に水が溜まっています。土台の木が腐って家が傾いています。」などと告げ、床下工事名目で、1府12県の1,391人から約1億5,000万円をだまし取るなどした。23年6月までに、5人を詐欺及び特定商取引法違反(不実の告知)で逮捕した(福岡)。

2	<b>訪問販売会社従業員らによる生鮮食料品販売に係る特定商取引法違反事件</b>
---	--

訪問販売会社従業員らは、平成22年11月頃から23年6月頃までの間、主に高齢者方を訪問し、「オレンジの訪問販売に来ている。和歌山県から来た。味見をしてくれ。」などと勧誘し、2府30県の3,900人を相手として、オレンジを売買する契約を締結の上、引き渡し、代金(合計額約4,700万円)を受領しながら法定書面を交付しなかった。23年6月までに、3人を特定商取引法違反(書面の不交付)で検挙した(兵庫)。

3	<b>宝飾品販売会社役員らによるデートの申入れを装ったネックレス等の販売に係る特定商取引法違反事件</b>
---	---

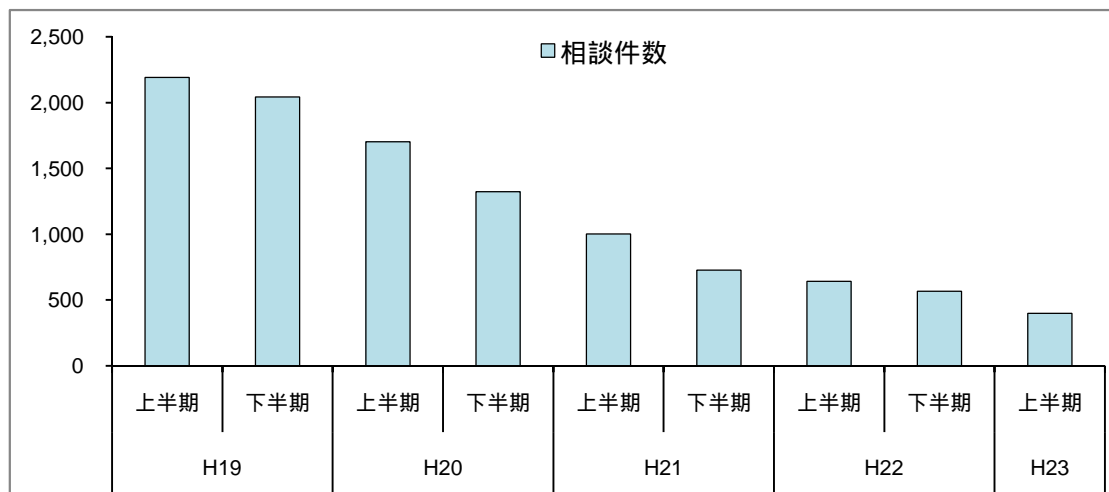
宝飾品販売会社役員らは、平成20年8月頃から22年7月頃までの間、高校卒業名簿等を基にして、若い女性に電話をかけ、ネックレス等の売買契約の締結を勧誘する目的であることを告げずに「遊びにおいでよ。せっかく仲良くなったんだから会って話がしたい。」などとデートに誘い出し、同社の営業所において購入の勧誘をするなど、9県の238人に対し、約1億6,000万円の宝飾品を販売した。23年1月までに、5人を特定商取引法違反(目的隠匿勧誘、書面の不交付)で検挙した(宮城)。

### 3 ヤミ金融事犯

#### (1) 被害の現状

ヤミ金融事犯に係る各種相談件数は、引き続き減少傾向にある。

図表 11 ヤミ金融事犯被害に係る相談件数



被害に遭った時期	H19		H20		H21		H22		H23
	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期
相談件数	2,190	2,044	1,702	1,324	1,003	728	642	566	400

注 件数は、全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO - NET）に平成 23 年 8 月 15 日までに登録された相談のうち、「ヤミ金」、「やみ金」又は「闇金」のいずれかの文言を含み、かつ、既に金銭を支払ってしまったこと及び契約時期が判明したものを当庁で抽出したものである。

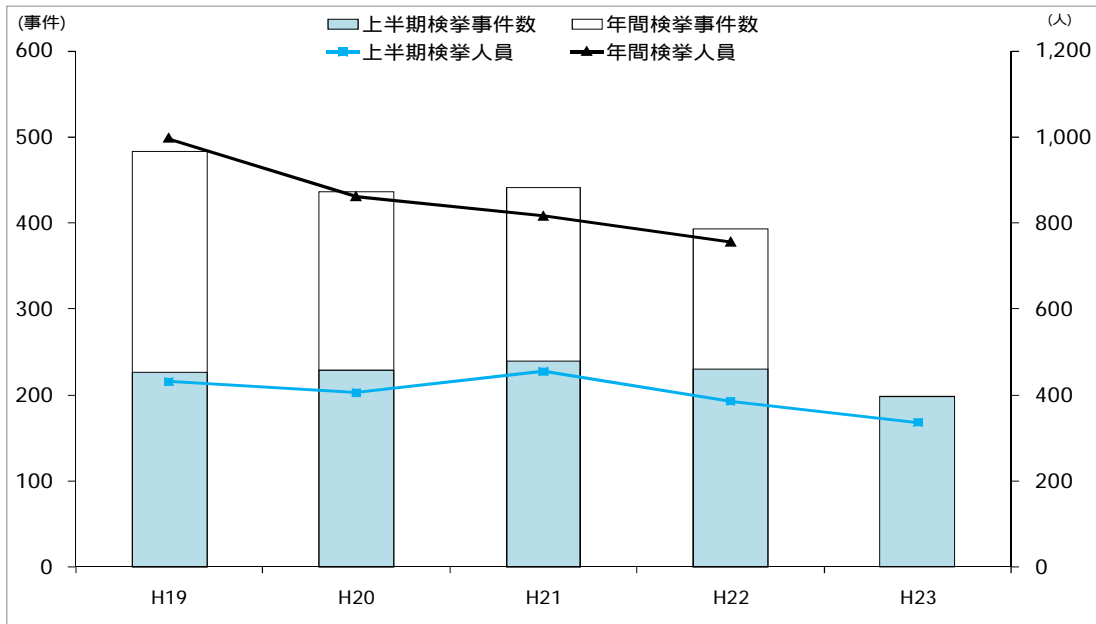
#### (2) 対策の状況

##### ア 被疑者の検挙

平成 23 年上半期におけるヤミ金融事犯の検挙事件数は 199 事件（ - 31 事件、 - 13.5%）、検挙人員は 336 人（ - 50 人、 - 13.0%）、検挙法人数は 7 法人（ + 1 法人、 + 16.7%）、被害人員等は 2 万 4,515 人（ - 8,519 人、 - 25.8%）、被害額等は 41 億 9,189 万円（ - 22 億 9,125 万円、 - 35.3%）であった。

ヤミ金融事犯の検挙は、平成 19 年以降、おおむね減少傾向で、ヤミ金融事犯の小型化傾向もうかがわれる。

図表 12 最近 5 年間の上半期におけるヤミ金融事犯の検挙状況の推移



	H19	H20	H21	H22	H23
検挙事件数	227	229	239	230	199
検挙人員	431	405	455	386	336
検挙法人数	4	8	12	6	7
被害人員等	77,850	64,908	53,483	33,034	24,515
被害額等	112億5,170万円	184億285万円	138億3,674万円	64億8,314万円	41億9,189万円

年間 (参考)

検挙事件数	484	437	442	393	-
検 挙 人 員	995	860	815	755	-
検挙法人数	20	16	12	11	-
被害人員等	148,543	141,394	94,211	76,575	-
被害額等	303億8,998万円	293億3,378万円	198億3,095万円	115億1,065万円	-

注 1 検挙事件数には、出資法違反（高金利）、貸金業法違反、貸金業に関連した詐欺、恐喝、暴行等の事件を計上している。

2 被害人員等には、高金利貸付に係る借入者、恐喝等の被害者等を計上している。

3 被害額等には、高金利に係る貸付金額、恐喝等の被害額等を計上している。

図表 13 ヤミ金融事犯の類型別検挙状況（平成 23 年上半期）

類型	検挙事件数	検挙人員		検挙法人数	被害人員等	被害額等
		うち逮捕				
無登録・高金利事犯	94	197	151	2	18,903	29億2,229万円
無登録事犯	27	34	20	1	770	3億8,866万円
高金利事犯	22	45	41	3	4,586	8億4,571万円
その他	56	60	23	1	256	3,521万円
計	199	336	235	7	24,515	41億9,189万円

- 注 1 無登録・高金利事犯には、貸金業法違反(無登録)及び出資法違反(高金利)を、無登録事犯には貸金業法違反(無登録)を、高金利事犯には出資法違反(高金利)を、その他には、貸金業法違反(公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限等)、貸金業に関連した詐欺、恐喝等をそれぞれ計上している。
- 2 被害額等の計が類型別の被害額等の合計と異なるのは、類型別被害額等は1万円未満切り捨てとしているためである。
- 3 上記1及び2については、図表 14 において同じ。

図表 14 ヤミ金融事犯の類型別検挙状況（平成 22 年上半期）（参考）

類型	検挙事件数	検挙人員		検挙法人数	被害人員等	被害額等
		うち逮捕				
無登録・高金利事犯	112	217	180	2	28,773	44億9,844万円
無登録事犯	39	54	35	0	1,940	10億1,080万円
高金利事犯	29	42	27	3	1,894	9億0,023万円
その他	50	73	43	1	427	7,365万円
計	230	386	285	6	33,034	64億8,314万円

## イ その他の対策

ヤミ金融事犯に利用された疑いがある口座として警察が平成 23 年上半期に金融機関に情報提供し凍結を求めた件数は、9,959 件（+5,493 件、+123.0%）であった。また、平成 23 年 6 月 15 日時点で、全国銀行協会及び（株）ゆうちょ銀行に対し、ヤミ金融事犯に利用され凍結された口座名義人 4,149 人に係る情報を提供し、全国銀行協会加盟銀行や（株）ゆうちょ銀行では、当該名義での既存口座の凍結や新規口座開設阻止に当該情報を活用している。

このほか、平成 23 年上半期に、ヤミ金融事犯に利用されている犯行ツール対策として、携帯音声通信事業者に対して、1,693 件（+436 件、+34.7%）の携帯電話契約者確認を求めるとともに、インターネットサービスプロバイダー等に対し、インターネット上の無登録貸金業広告 85 件及びクレジットカードショッピング枠現金化広告 1 件につき、送信防止措置を要請した。

## （3）課題と今後の取組み

以上のとおり、警察の継続的取締りや官民を挙げた一連のヤミ金融対策が奏功し、ヤミ金融事犯の被害が徐々に減少しつつあると考えられる。

改正貸金業法完全施行後にヤミ金融被害が増加に転じている状況は把握されておらず、東日本大震災の被災地においてもヤミ金融被害が増加している状況は把握されていないものの、被害増加の懸念は完全には払拭できていないわけではない。

また、平成 23 年上半期検挙のヤミ金融事犯のうち暴力団構成員等が被疑者であることが判明したものは 24.1%であったが、暴力団と何らかの関係を有しているヤミ金融業者の割合ははるかに多いことが懸念される。

したがって、今後とも、ヤミ金融事犯及びクレジットカードのショッピング枠を悪用したヤミ金融類似事犯の被害相談や各種情報を注視するとともに、手を緩めることなくヤミ金融事犯集中取締本部による取締り、犯罪利用口座凍結のための金融機関への情報提供やヤミ金融事犯利用凍結口座名義人情報の提供先金融機関の拡大等各種対策を進めていく。

#### (4) 主要検挙事例

1	<b>無登録貸金業者による貸金業法違反、出資法違反及び組織的犯罪処罰法違反事件</b>
---	---

無登録貸金業者は、平成 19 年 12 月頃から 23 年 1 月頃までの間、いわゆる名簿屋から入手した多重債務者等の名簿を基にして、携帯電話で融資を勧誘し、約 340 人に対し、法定利息の約 43 倍から約 61 倍で金銭を貸し付け、約 1 億 4,600 万円の元利金を他人名義の口座に振込送金させて受領した。23 年 3 月までに、同人を貸金業法違反(無登録営業)、出資法違反(超高金利)及び組織的犯罪処罰法違反(犯罪収益の隠匿)で検挙した。また、押収した多額の現金及び違法収益が蓄積された預金債権について組織的犯罪処罰法に基づく起訴前の没収保全請求を行い、その剥奪を図った(北海道)。

2	<b>無登録貸金業者による貸金業法違反、出資法違反及び組織的犯罪処罰法違反事件</b>
---	---

無登録貸金業者は、平成 17 年 1 月頃から 22 年 9 月頃までの間、ダイレクトメール等で融資を勧誘し、全都道府県の約 1,130 人に対し、法定利息の約 29 倍から約 86 倍で金銭を貸し付け、約 2 億 5,000 万円の元利金をいわゆる道具屋から購入した他人名義の口座に振込送金させて受領した。23 年 3 月までに、7 人を貸金業法違反(無登録営業)、出資法違反(高金利)及び組織的犯罪処罰法違反(犯罪収益の隠匿)で逮捕した(神奈川)。

3	<b>貴金属販売業者による金貨販売を仮装した出資法違反事件</b>
---	-----------------------------------

貴金属販売業者は、平成 22 年 3 月頃から 23 年 5 月頃までの間、「ブラックの方でも現金がすぐできます。」とスポーツ新聞への広告等により勧誘し、約 210 人に対し、販売代金の支払い期間に応じた利息相当額を加算した金額で売買契約を仮装した上、金銭に代わるものとして金貨を交付し、約 1,900 万円の利息相当額を受領した。23 年 6 月、2 人を出資法違反(脱法行為)で逮捕した(警視庁)。

4	<b>登録貸金業者による全国百貨店共通商品券を譲渡担保物件とする譲渡担保設定金銭消費貸借契約を仮装した出資法違反事件</b>
---	--

登録貸金業者は、平成 21 年頃から 23 年 5 月頃までの間、約 500 人に対し、現金の貸付に際し貸付金額の一割に当たる全国百貨店共通商品券を差し出させて、これを担保とする譲渡担保設定金銭消費貸借契約を締結し、返済期日が徒過した場合に譲渡担保物件の実行として取得した当該商品券を売却する方法により、実質的に法定金利を超える利息を受領した。23 年 5 月、2 人を出資法違反(脱法行為)で逮捕した(高知)。

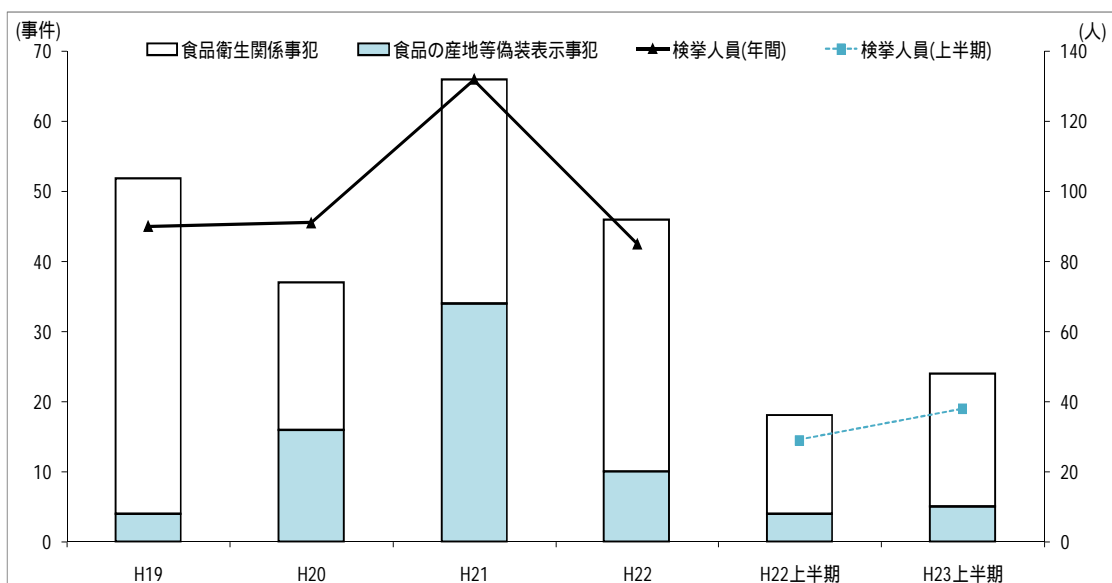
## 4 食の安全に係る事犯

### (1) 被疑者検挙の状況

平成 23 年上半期における食の安全に係る事犯（食品衛生関係事犯及び食品の産地等偽装表示事犯）の検挙事件数は 24 事件（+ 6 事件、+ 33.3%）、検挙人員は 38 人（+ 9 人、+ 31.0%）、検挙法人数は 9 法人（+ 5 法人、+ 125.0%）。

内訳は、食品衛生関係事犯が 19 事件（+ 5 事件、+ 35.7%）、31 人（+ 11 人、+ 55.0%）、4 法人（+ 4 法人）で、食品の産地等偽装表示事犯が 5 事件（+ 1 事件、+ 25.0%）、7 人（- 2 人、- 22.2%）、5 法人（+ 1 法人、+ 25.0%）。

図表 15 最近 5 年間における食の安全に係る事犯の検挙状況の推移



		H19	H20	H21	H22		H23
					上半期	上半期	
検挙事件数	食品衛生関係事犯	48	21	32	36	14	19
	食品の産地等偽装表示事犯	4	16	34	10	4	5
	計	52	37	66	46	18	24
検挙人員	食品衛生関係事犯	69	34	25	65	20	31
	食品の産地等偽装表示事犯	21	57	107	20	9	7
	計	90	91	132	85	29	38
検挙法人数	食品衛生関係事犯	3	5	6	19	0	4
	食品の産地等偽装表示事犯	2	19	31	7	4	5
	計	5	24	37	26	4	9

注 1 平成 23 年上半期の食品衛生関係事犯は、食品衛生法違反（16 事件）及び県条例違反（3 事件）であり、これらは保健衛生事犯にも計上している。

2 平成 23 年上半期の食品の産地等偽装表示事犯は、不正競争防止法違反（5 事件）であり、これらは知的財産権侵害事犯にも計上している。

## (2) 検挙事例

<b>1</b>	<b>運転代行業者らによる清涼飲料水の無許可製造に係る食品衛生法違反事件</b>
----------	--

運転代行業者らは、平成 23 年 3 月、県知事の許可を受けずに、不特定多数の顧客に販売する目的で、水道水を充填したペットボトル等入り飲用水を製造した上、インターネット上に名水を販売する旨の宣伝をして顧客を募り、水道水を名水と偽って販売した。同年 5 月、2 人を食品衛生法違反（無許可清涼飲料水製造業）で逮捕した（和歌山）。

<b>2</b>	<b>蜂蜜製造販売会社代表取締役らによる蜂蜜の原産地の偽装表示に係る不正競争防止法違反事件</b>
----------	---

蜂蜜製造販売会社代表取締役らは、平成 22 年 10 月頃から 23 年 2 月頃までの間、国産蜂蜜に中国産蜂蜜を混ぜ合わせた蜂蜜を詰めた瓶に「原材料名国産はちみつ」などと印刷したラベルシールを貼付し、商品の原産地について誤認させるような表示をした上、販売した。23 年 6 月、1 法人、2 人を不正競争防止法違反（誤認惹起行為）で検挙した（岐阜）。

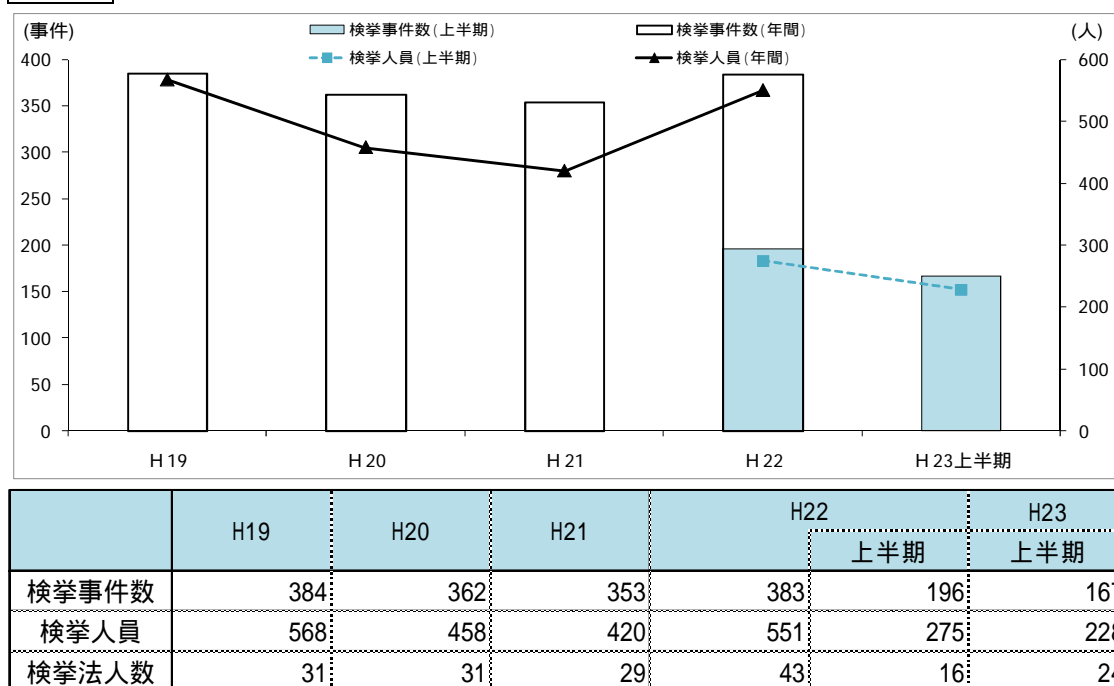
## 5 保健衛生事犯

### (1) 現状と対策

平成 23 年上半期における保健衛生事犯（薬事関係事犯、医事関係事犯及び公衆衛生関係事犯）の検挙事件数は 167 事件（- 29 事件、- 14.8%）、検挙人員は 228 人（- 47 人、- 17.1%）、検挙法人数は 24 法人（+ 8 法人、+ 50.0%）。

内訳は、薬事関係事犯が 57 事件（+ 2 事件、+ 3.6%）、91 人（- 15 人、- 14.2%）、18 法人（+ 5 法人、+ 38.5%）、医事関係事犯が 13 事件（- 4 事件、- 23.5%）、23 人（- 8 人、- 25.8%）、0 法人（± 0）、公衆衛生関係事犯が 97 事件（- 27 事件、- 21.8%）、114 人（- 24 人、- 17.4%）、6 法人（+ 3 法人、+ 100.0%）。

図表 16 最近 5 年間における保健衛生事犯の検挙状況の推移



図表 17 保健衛生事犯の類型別検挙状況（平成 23 年上半期）

類 型	検挙事件数	検挙人員		検挙法人数
		うち逮捕		
薬事関係事犯	57	91	61	18
医事関係事犯	13	23	2	0
公衆衛生関係事犯	97	114	12	6
うち食品衛生関係事犯	19	31	10	4
その他	78	83	2	2
計	167	228	75	24

注 1 その他には、狂犬病予防法違反（69 事件）、美容師法違反（2 事件）等を計上している。

注 2 食品衛生関係事犯は食の安全に係る事犯にも計上している（図表 18 において同じ）。

図表 18 保健衛生事犯の類型別検挙状況（平成 22 年上半期）（参考）

類型	検挙 事件数	検挙人員		検挙法人数
		うち逮捕		
薬事関係事犯	55	106	76	13
医事関係事犯	17	31	15	0
公衆衛生関係事犯	124	138	5	3
うち食品衛生関係事犯	14	20	4	0
その他	110	118	1	3
計	196	275	96	16

注 その他には、狂犬病予防法違反（101 事件）、美容師法違反（3 事件）等を計上している。

平成 23 年上半期に検挙した無承認医薬品（例：勃起不全治療薬）広告・販売事件で無承認医薬品の仕出地が国外と判明したものは 26 事件であったが、うち 13 事件は中国（本土）仕出しであった。外国仕出しの無承認医薬品の輸入方法としては、日本語電子商取引サイトが無承認医薬品を広告して注文を受け付け、無承認医薬品が外国から EMS 等の国際郵便で日本の購入者に届けられるという形態が多い。

こうした状況を踏まえ、中国等関係諸外国政府に対し、具体的容疑情報を提供して被疑者検挙や違法広告送信防止措置を求めている。国内では、金融機関に対し、無承認医薬品の代金振込先口座の凍結を求めるとともに、インターネットサービスプロバイダー等に対して、無承認医薬品広告の送信防止措置を 13 件要請した。

## （2）主要検挙事例

### 中国人女性らによる模造医薬品の無許可販売等に係る薬事法違反及び組織的犯罪処罰法違反事件

中国人女性らは、平成 22 年 9 月、薬局開設者又は医薬品販売業の許可を受けないで、業として、個人投資家に対して、中国から、人の勃起不全治療に薬効のあるシルデナフィルを含有する錠剤を送付し、販売代金を他人名義の口座に振込送金させて受領するなどした。また、当該個人投資家は、薬局開設者又は医薬品の販売業の許可を受けないで、仕入れた錠剤を販売する目的で、自宅に貯蔵していた。23 年 5 月までに、1 法人、3 人を薬事法違反（医薬品の無許可販売等）及び組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益の隠匿）で検挙した（広島）。

## 6 廃棄物事犯

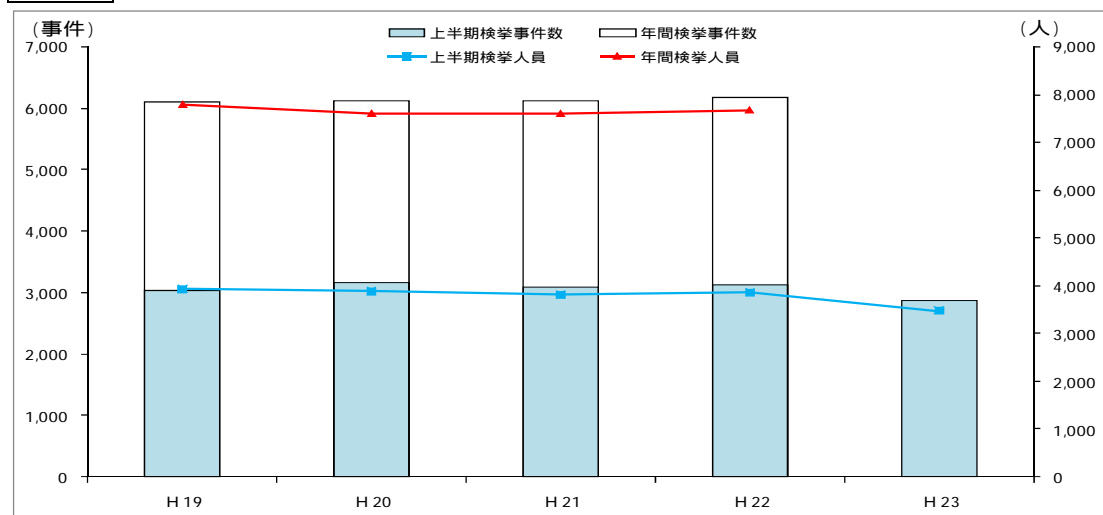
### (1) 被疑者検挙の状況

平成 23 年上半期における廃棄物事犯の検挙事件数は 2,861 事件（ - 264 事件、 - 8.4% ）、検挙人員は 3,479 人（ - 384 人、 - 9.9% ）、検挙法人数は 253 法人（ + 4 法人、 + 1.6% ）と、やや減少傾向。

内訳は、産業廃棄物事犯の検挙事件数が 521 事件（ - 62 事件、 - 10.6% ）、検挙人員が 795 人（ - 102 人、 - 11.4% ）、一般廃棄物事犯の検挙事件数は 2,340 事件（ - 202 事件、 - 7.9% ）、検挙人員が 2,684 人（ - 282 人、 - 9.5% ）。

環境省の統計では、10 トンを超える産業廃棄物の不法投棄の新規把握件数は、平成 13 年度から一貫して減少傾向。平成 23 年上半期に被疑者が検挙された産業廃棄物不法投棄事犯のうち、大量投棄と正の相関関係があるとされる産業廃棄物の無許可処理業や受託・委託違反での検挙も、平成 23 年上半期で 39 件（ - 26 件、 - 40% ）、44 人（ - 41 人、 - 48.2% ）と、平成 14 年以降おおむね減少傾向。

図表 19 最近 5 年間の上半期における廃棄物事犯の検挙状況の推移



	H19	H20	H21	H22	H23
検挙事件数	3,033	3,159	3,086	3,125	2,861
検挙人員	3,941	3,886	3,819	3,863	3,479
検挙法人数	279	212	285	249	253

年間（参考）

	H19	H20	H21	H22	H23
検挙事件数	6,107	6,124	6,128	6,183	-
検挙人員	7,797	7,602	7,599	7,679	-
検挙法人数	549	481	554	482	-

図表 20 廃棄物事犯の検挙状況（平成 23 年上半期）

	検挙事件数	検挙人員	うち逮捕	検挙法人数
廃棄物事犯	2,861(62)	3,479	146	253
うち産業廃棄物事犯	521(21)	795	100	185

注 事件数欄の( )内の数字は、暴力団構成員等が被疑者である事件数を内数で示す（図表 21 において同じ）。

図表 21 廃棄物事犯の検挙状況（平成 22 年上半期）（参考）

	検挙事件数	検挙人員	うち逮捕	検挙法人数
廃棄物事犯	3,125(51)	3,863	176	249
うち産業廃棄物事犯	583(18)	897	110	201

## （ 2 ） 検挙事例

1

### 元産業廃棄物収集運搬業者役員らによるスラッジの不法投棄に係る廃棄物処理法違反事件

元産業廃棄物収集運搬業者役員らは、平成 18 年 11 月頃から 19 年 5 月頃までの間、不正軽油製造に伴って排出された土壤環境基準を超える濃度のヒ素、ベンゼン、総水銀等の有害物質を含有する産業廃棄物であるスラッジ（汚泥と廃油の混合物）約 46 トンを、同社敷地内に埋立て投棄した。23 年 6 月までに、3 人を廃棄物処理法違反（不法投棄）で検挙した（岐阜）。

2

### 元暴力団組長らによる産業廃棄物の不法投棄に係る廃棄物処理法違反事件

元暴力団組長が実質経営する産業廃棄物処分業者は、平成 22 年 10 月頃、最終処分場の許容量を超えて廃棄物を埋め立てていたことについて県から改善命令を受けたことにより、同処分場に隣接する国道用地に産業廃棄物である廃プラスチック類、金属くず、がれき類等約 573 トンを埋立て投棄した。23 年 3 月までに、1 法人、10 人を廃棄物処理法違反（不法投棄）で検挙した（和歌山）。

3

### 元産業廃棄物処理業者による措置命令違反に係る廃棄物処理法違反事件

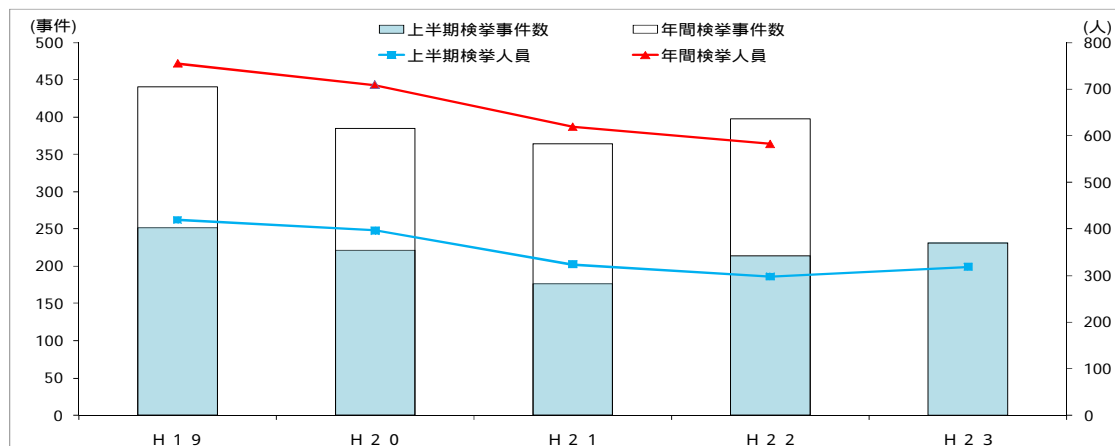
自社処分場等に合計約 41,000 立方メートルの木くず、廃プラスチック類等を堆積し放置したことにより許可を取り消された元産業廃棄物処理業者は、平成 22 年 4 月から同年 5 月までの間、県知事から同処分場等に放置している産業廃棄物の適正な処理等の措置を命じられたにもかかわらず、同命令に従わなかった。23 年 1 月、1 法人、1 人を廃棄物処理法違反（措置命令違反）で検挙した（福岡）。

## 7 知的財産権侵害事犯

### (1) 現状と対策

平成 23 年上半期における知的財産権侵害事犯の検挙事件数は 231 事件(+17 事件、+7.9%)、検挙人員は 319 人(+21 人、+7.0%)、検挙法人数は 28 法人(+6 法人、+27.3%)。

図表 22 最近 5 年間の上半期における知的財産権侵害事犯の検挙状況の推移



	H19	H20	H21	H22	H23
検挙事件数	252	221	176	214	231
検挙人員	419	396	324	298	319
検挙法人数	22	21	28	22	28

年間(参考)

	H19	H20	H21	H22	H23
検挙事件数	441	385	364	398	-
検挙人員	756	710	620	583	-
検挙法人数	50	51	56	36	-

図表 23 知的財産権侵害事犯の類型別検挙状況(平成 23 年上半期)

類 型	検挙事件数	検挙人員		検挙法人数
		うち逮捕		
商標法違反(偽ブランド事犯等)	126	173	111	13
うちインターネット利用	73	86	65	6
うちインターネット・オークション利用	67	81	61	3
著作権法違反(海賊版事犯等)	95	124	84	6
うちインターネット利用	83	96	61	4
うちインターネット・オークション利用	22	23	15	1
その他	10	22	11	9
うちインターネット利用	0	0	0	0
うちインターネット・オークション利用	0	0	0	0
合計	231	319	206	28
うちインターネット利用	156	182	126	10
うちインターネット・オークション利用	89	104	76	4

注1 その他には、不正競争防止法違反(6事件)、関税法違反(3事件)及び意匠法違反(1事件)を計上している。

注2 不正競争防止法違反の一部(5事件)は食の安全に係る事犯(食品の産地等偽装表示事犯)にも計上している。

暴力団構成員等が被疑者である検挙事件数は16事件（+2事件、+14.3%）で全体の6.9%。

図表24 最近5年間の上半期における暴力団構成員等が被疑者である知的財産権侵害事犯の検挙状況の推移

	H19	H20	H21	H22	H23
検挙事件数	26	26	18	14	16
検挙人員	42	40	21	26	21
年間（参考）					
検挙事件数	36	46	36	22	-
検挙人員	62	65	56	38	-
暴力団関与率	8.2%	11.9%	9.9%	5.5%	6.9%(上半期)

警察が押収した偽ブランド品の仕出地としては、中国（本土）が平成19年以降最大の仕出地となっている。平成23年上半期に押収され仕出地が判明したもののうち、94.3%は中国（本土）からであった。外国仕出しの偽ブランド品の輸入方法は、国際郵便が最も多く、平成23年上半期は67.8%であった。販売方法は、インターネット利用販売が年々増加してきており、平成23年上半期は57.9%であった。このように、外国仕出しの偽ブランド品の輸入方法としては、日本語電子商取引サイトが偽ブランド品を広告して注文を受け付け、偽ブランド品が外国からEMS等の国際郵便で日本の購入者に届けられるという形態が多い。

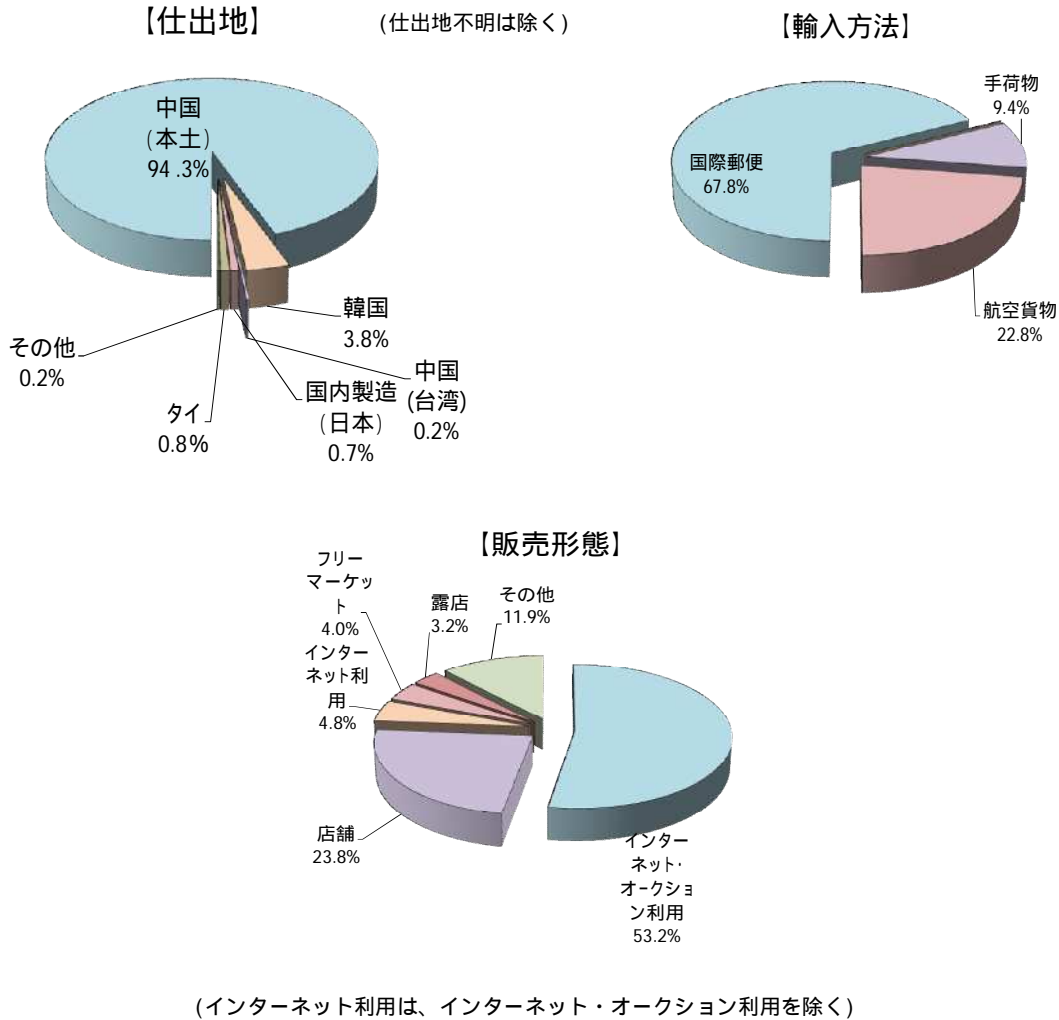
こうした状況を踏まえ、中国政府に対し、具体的容疑情報を提供して被疑者検挙や違法広告送信防止措置を求めるとともに、国内では、関係業界の協力を得て、偽ブランド品や海賊版DVDの代金振込先口座の凍結やインターネット上の違法広告の送信防止措置を進めている。

図表25 最近5年間における偽ブランド品仕出地別押収状況の推移

（単位：点数）

	H19	H20	H21	H22		H23	
				上半期	上半期		
押収数	356,283	507,142	171,520	141,205	30,506	62,638	
国内製造	4,175	162,489	7,949	252	112	231	
国外	韓国	117,930	5,972	13,529	9,032	1,681	1,265
	中国（本土）	143,170	268,326	93,800	118,162	17,952	31,424
	中国（香港）	49,694	12	181	17	-	50
	中国（台湾）	-	-	-	825	825	83
	タイ	4,505	3,354	40	85	85	262
	フィリピン	3	3,006	-	120	-	-
	その他	-	9	87	11	111	14
不明	36,806	63,974	55,934	12,701	9,740	29,309	

図表 26 平成 23 年上半期に押収した偽ブランド品の仕出地、販売・輸入方法  
(点数ベース)



海賊版事犯で押収された海賊版DVD等の約73%は日本国内で被疑者が複製した物であった。販売方法は、インターネット利用販売が増加してきており、平成23年上半期では約87%であった。

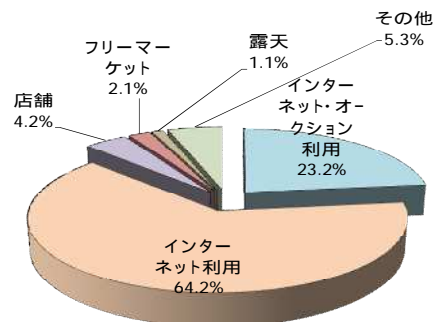
海賊版事犯以外の著作権法違反事犯では、ファイル共有ソフトを利用した公衆送信権侵害事犯の検挙が増加してきており、平成23年上半期における検挙事件数は35事件であった。

図表 27 最近 5 年間における海賊版押収状況の推移

(単位：点数)

	H19	H20	H21	H22		H23
				上半期	上半期	
押収数	217,073	105,095	88,109	77,018	26,810	104,462

図表 28 海賊版の販売形態 (平成 23 年上半期)



(インターネット利用は、インターネット・オークション利用を除く)

## (2) 検挙事例

1

**会社員の男らによるインターネットサイトを利用した偽ブランド品販売に係る商標法違反事件**

会社員の男らは、平成 17 年 6 月頃から 22 年 5 月頃までの間、組織的に中国から偽ブランドの腕時計を密輸入し、インターネット上に販売サイトを設けて販売した。23 年 5 月までに、7 人を商標法違反(譲渡、譲渡目的所持)で検挙した(広島)。

2

**派遣社員の男によるインターネット・オークション等を利用した海賊版 CD 販売に係る著作権法違反事件**

派遣社員の男は、平成 22 年 3 月頃から同年 12 月頃までの間、インターネット・オークション等を利用して、海賊版 CD を販売した。23 年 5 月、同人を著作権法違反(頒布)で逮捕した。また、海賊版 CD の販売代金の一部を自己名義の預貯金口座に入金していたことから、組織的犯罪処罰法に基づく起訴前の没収保全請求を行い、違法収益の剥奪を図った(京都)。

## 8 震災便乗事犯

### (1) 現状と対策

東日本大震災及び原子力発電所事故に便乗した悪質事犯が全国で発生することが懸念されたため、震災後早期にこれら事犯の被害防止及び被疑者検挙を図った。

震災便乗事犯の既遂被害を内容とする全国の消費生活センターへの相談件数は、3月中が最も多く、以降、月を追うごとに大きく減少した。放射能に関する事犯の既遂被害を内容とする全国の消費生活センターへの相談件数にも、同様の傾向がみられた。

平成23年上半期における震災便乗生活経済事犯の検挙事件数は8事件、検挙人員は19人、検挙法人数は5法人。

図表29 全国の消費生活センターへの相談件数

被害に遭った時期	H23年3月11日 ～3月31日	H23年4月	H23年5月	H23年6月
東日本大震災関連	696	450	192	103
うち放射能関連	113	108	73	47

注 件数は、いずれも全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO - NET）に平成23年8月15日までに登録された相談のうち、既に金銭を支払ってしまったこと及び契約時期が判明したものの。

### (2) 主要検挙事例

#### 1 自営業の男らによる放射性物質の体外排泄効果等をうたった医薬品の無許可販売等に係る薬事法違反事件

自営業の男らは、原子力発電所事故発生以降、自らのホームページ上に「体内に侵入した放射性物質も吸収し排泄します。多くの臨床データも伴っています。」などと放射性物質の体外排泄効果をうたった医薬品の広告を掲載し、平成23年3月、薬局開設者又は医薬品販売業の許可を受けないで、業として、1都4県の約110人に対し、医薬品を販売するなどした。同年4月、2人を薬事法違反（医薬品の無許可販売等）で逮捕した（警視庁）。

#### 2 海産物販売会社代表取締役らによる被災事業者を装った特定商取引法違反事件

海産物販売会社代表取締役らは、平成23年3月頃から同年5月頃までの間、東日本大震災の被災事業者を装い、「今回の大震災で、私の会社も被害に遭ったのです。会社建て直しのため、がんばっていますので、義援金のつもりで、うちの会社からカニを買ってもらえませんか」などと告げ、約1,100人から総額約1,000万円に上る売買契約を締結した。同年6月までに、1法人、5人を特定商取引法違反（不実の告知、書面の不交付）で検挙した（北海道）。